歯科技工士法施行細則の廃止について（概要）

１　廃止の趣旨

細則では、歯科技工士法に基づく歯科技工所の届出及び歯科技工所等の広告に関する申請の様式について定めております。届出又は申請事項については、法令に規定されており、届出又は申請の様式については、要綱により定めるため廃止します。

２ 施行予定日

 　令和５年７月頃予定

３　根拠法令

歯科技工士法第21条、第26条